

2012年12月台湾出張レポート

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科
特任助手)

2012年12月3日～5日、台湾中央研究院法律学研究所およびドイツマックスプランク知的財産法・競争法研究所（以下、マックスプランク研究所）が共催した“The Fifth Conference on European and Asian Intellectual Property: Compulsory Licensing”に、本学情報法政策学研究センター長田村善之教授および國學院大學法科大学院中山一郎教授が、中央研究院劉孔中教授の招聘のもと報告者として参加し、劉曉倩 GCOE 研究員（当時）が随行した。

今回のカンファレンスは、国立台湾大学、国立清華大学の後援、および行政院国家科学委員会、公平取引委員会等の台湾側政府機関の協賛を得たものである。12月3日、中央研究院法律学研究所林子儀所長、マックスプランク研究所 Reto Hilty 所長、そして国立台湾大学法律学院謝銘洋院長の開会スピーチにより、カンファレンスが正式に開幕した。計4つのセッションが12月3日の午後からスタートし、12月5日正午に亘って進行した。台湾、ドイツ、日本以外に、中国、韓国、フィリピン、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、ベルギー、アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランドの計15カ国・地域からの学者が登壇し、報告を行った。以下では、各セッションの概要を紹介する。

まず第1セッションでは、“Legal Framework and Ongoing Work”という議題について、マックスプランク研究所の Henning Große-Ruse Khan 研究員より“The International Legal Framework”と題する報告、Griffith 大学の Brad Sherman 教授より“The WIPO Study on Exclusions and Exceptions”と題する報告、マックスプランク研究所 Hilty 所長と同研究所 Matthias Lamping 研究員より“The MPI Survey on Patent Limitations”と題する報告が行われた。

第2セッションは、12月4日の午前9時からスタートし、前半では、“Compulsory Licences in Practice and Theory”という議題のもと、Jindal Global ロースクールの Yugank Goyal 教授がインドにおける特許強制実施

権の実務状況、Wollongong 大学の Jakkrit Kuanpoth 教授がタイにおける状況、劉孔中研究員が台湾の状況、そして Monash 大学の Philipp Maume 助手がドイツの現状、Buenos Aires 大学の Carlos Correa 教授が南米における強制実施許諾の運用状況について紹介した。コーヒープレイクを経て、第 2 セッションの後半では、国立清華大学の楊千旻副教授より“Government and Crown Use”と題する報告、また、Matthias Lamping 研究員より“Lessons from European Antitrust”と題するプレゼンテーションが行われた。

4 日の午後 2 時から、第 3 セッションに入り、まず、ニュージーランドの Wellington 大学の Susy Frankel 教授より“Recognized Grounds for a Compulsory License”、廈門大学の林秀芹教授より“The Condition of Prior Negotiation & the Issue of Adequate Compensation”、Yugank Goyal 教授より“Scope and Duration of a Compulsory License”、国立政治大学の李治安副教授および沈宗倫副教授より“Judicial Review of a Compulsory License”、そして国立交通大学の王立達副教授より“Ancillary Orders by the Granting Authority”、ボン大学の Matthias Leistner 教授より“The Requirements for Dependency Licences”というテーマでそれぞれ報告が行われた。第 3 セッションでは、各報告の後、コメンテーターによるコメントもなされたうえで質疑応答に入った。

第 4 セッションは最終日の 5 日午前 9 時からスタートし、まず Hilty 所長より“Abuse, Misuse and Other Forms of Inappropriate Conduct”と題する報告がなされ、次いで中山教授と田村教授より“Denial of Injunctive Relief on Grounds of Equity”と題するプレゼンテーションが行われた。田村・中山報告は、米国 ebay 事件判決が出される前とその後の裁判実務における変化を考察した幾つかの研究を紹介し、2011年の FTC Report の分析を踏まえたうえで、日米比較という視点から日本における特許に基づく差止請求権の制限の可能性を検討したものであった。田村・中山報告の後、Leuven カトリック大学の Geertrui van Overwalle 教授が“Fair Use?”というテーマでプレゼンテーションを行い、最後に、マックスプランク研究所の Hanns Ullrich 研究員が“The Interface to Competition Law”と題する報告を行った。

いずれのセッションでも終盤において、45分以上のオープン・ディスカッションまたはパネル・ディスカッションが設けられており、ディスカッションが 1 時間以上も続いたセッションもあるなど、壇上と聴衆席の間で

の活発な討論・意見交換を実現することができた。今回のカンファレンスは、数多くの国際的な知財学者によるインタラクティブな議論のなかで盛会のうちに終わった。

主催者が指定したポスト・カンファレンスの宿題として、特許権の制限に関する自国の状況について回答書を提出することが、各国・地域の参加代表者に義務付けられることとなった。完成されたカントリーレポートは、マックスプランク研究所の編集のもと、来年、ドイツのシュプリンガー出版社によって刊行される予定であり、今回のカンファレンスの具体的な成果として世に送り出されることが期待される。

オランダ出張報告

田 村 善 之

(北海道大学大学院法学研究科教授、
同大学情報法政策学研究センター長)

2013年1月31日～2月2日にかけてオランダのMaastricht大学で開催された、EIPIN (European Intellectual Property Institutions Network) が主催する14th EIPIN Congress 2012-2013に本学の田村善之教授が報告者として参加するとともに、その後、引き続き2月4日に同大学で行われた日本の知的財産法に関する集中講義において、田村と本学のBranislav Hazucha准教授が講師をつとめた。また、渡部俊英研究員が随行した。

EIPINは、ヨーロッパの知的財産法の教育研究拠点として名高いQueen Mary Intellectual Property Research Institute (University of London)、Magister Lvcentinvs (University of Alicante)、Intellectual Property Law and Knowledge Management (IPKM) (Maastricht University)、Centre for International Intellectual Property (CEIPI) (University of Strasbourg)、Munich Intellectual Property Law Center (MIPLC) からなる組織で、定期的に各構成員の大学を巡回し、多数の国際的に著名な学者を報告者に迎えつつ、学生等が聴講者として主体的に参加する教育的なシンポジウムを開催している。田村がEIPINのシンポジウムに参加するのは、2010年4月にMIPLCで開催された11th EIPIN Congress以来であり、今回はMaastricht大学のAnselm Kamperman Sanders教授の招聘に応じて参加することになったものである。

田村が報告したセッションは、Japanese IP Law Sessionと題され、司会をヨーロッパ特許庁のMember Board of AppealsのChristopher Heath先生がつとめ、名古屋大学大学院法学研究科の鈴木将文教授と田村が報告者という構成であった。テーマは知的財産権と並行輸入であった。鈴木教授が特許を担当、田村が商標を担当するという役割分担がなされた。田村の報告では、商標法の保護法益を出所表示機能に一元化する立場から並行輸入の要件論を展開した。

また、翌週に行われた集中講義では、田村が日本の知的財産法の歴史を、

Hazuchaが日本の著作権に対するユーザーの意識の現況に関する講義を行った。

シンポジウム、集中講義ともに熱心な学生に恵まれ、大いに刺激を受けた1週間であった。